# 中小企業庁行政文書管理規則

(府省庁名:中小企業庁)

ガイドライン案規定例	中小企業庁行政文書管理規則案	備考
省行政文書管理規則	<u>中小企業庁</u> 行政文書管理規則	
目次	目次	
第1 総則	第1章 総則	
第2 管理体制	第2章 管理体制	
第3 作成	第3章 作成	
第4整理	第4章 整理	
第 5 保存	第5章 保存	
第6 行政文書ファイル管理簿	第6章 行政文書ファイル管理簿	
第7 移管、廃棄又は保存期間の延長	第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長	
第8 点検・監査及び管理状況の報告等	第8章 点検・監査及び管理状況の報告等	
第9 研修	第9章 研修	
第 1 0 補則	第10章 補則	
第 1 総則	第1章 総則	
1 目的	(目的)	第 1 条、第 2 条
この訓令は、法第10条第1項の規定に基づき、 省における行政文	第1条 この訓令は、公文書等の管理に関する法律(平成 21年法律第	行政文書の管理に関する目的・意義及び本訓令の対象となる行政機関
書の管理について必要な事項を定めることを目的とする。	<u>66 号。以下「法」という。)</u> 第10条第1項の規定に基づき、 <u>中小企業</u>	を明確化する為。
	<u>庁における行政文書の管理について必要な事項を定めることにより、行</u>	
	政文書の適正な管理を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営される	
	ようにするとともに、中小企業庁の有するその諸活動を現在及び将来の	
	国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。	
	<u>(意義)</u>	
	第2条 行政文書の管理は、前条に掲げられた責務を全うするための前	
	提となる業務であるとともに、中小企業庁における意思決定の一層の合	
	理化及び明確化、事務及び事業に関する情報共有の促進、業務環境の改	
	<u>善等に寄与し、よってその事務及び事業を適正かつ能率的に遂行してい</u>	
	<u>くための基盤となる業務である。</u>	
	(定義)	
2 定義	第3条 この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。	
この訓令における用語の定義は、次のとおりとする。	(1)「行政文書」とは、 <u>中小企業庁</u> の職員が職務上作成し、又は取得した	
(1)「行政文書」とは、 省の職員が職務上作成し、又は取得した文	文書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚に	
書(図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ	よっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同	
っては認識することができない方式で作られた記録をいう。)を含む。	じ。)を含む。以下同じ。)であって、中小企業庁の職員が組織的に用	

1

- 以下同じ。)であって、 省の職員が組織的に用いるものとして、 省が保有しているものをいう。ただし、法第2条第4項各号に掲げ るものを除く。
- (2)「行政文書ファイル等」とは、 省における能率的な事務又は事業 │事業の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連 の処理及び行政文書の適切な保存に資するよう、相互に密接な関連を有 する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限る。) を一の集合物にまとめたもの(以下「行政文書ファイル」という。)及 | 及び単独で管理している行政文書をいう。 び単独で管理している行政文書をいう。
- (3)「行政文書ファイル管理簿」とは、 省における行政文書ファイ ル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、 保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及 び保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (4)「文書管理システム」とは、総務省が文書管理業務の業務・システム│テム最適化計画(平成19年4月13日各府省情報化統括責任者(CI│附則に規定する現行システムの名称(総合的な文書管理システム)との 最適化計画(平成19年4月13日各府省情報化統括責任者(CIO)│O)連絡会議決定。)に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な│名称が第4条第4号に規定する「文書管理システム」との名称に類似し 連絡会議決定)に基づき整備した政府全体で利用可能な一元的な文書管 │文書管理システムをいう。 理システムをいう。

- いるものとして、中小企業庁が保有しているものをいう。ただし、法第 2条第4項各号に掲げるものを除く。
- (2)「行政文書ファイル等」とは、中小企業庁における能率的な事務又は │を有する行政文書(保存期間を同じくすることが適当であるものに限 る。)を一の集合物にまとめたもの(以下「行政文書ファイル」という。)
- (3)「行政文書ファイル管理簿」とは、中小企業庁における行政文書ファ イル等の管理を適切に行うために、行政文書ファイル等の分類、名称、 保存期間、保存期間の満了する日、保存期間が満了したときの措置及び 保存場所その他の必要な事項を記載した帳簿をいう。
- (4)「新文書管理システム」とは、総務省が文書管理業務の業務・シス
- (5)「部等」とは、経済産業省組織令(平成12年政令第254号)に │第3条第5号、第6号 定める中小企業庁の内部部局に置かれる部、中小企業庁職制規程(平成 |文書管理体制として置かれる主任文書管理者、文書管理者等が所属す 13・01・06中庁第1号)により定める長官官房参事官付及びこれ らに準ずるものとして総括文書管理者が定めるものをいう。
- (6) 「課等」とは、経済産業省組織令に定める中小企業庁の内部部局に 置かれる課、中小企業庁職制規程(平成 13・01・06 中庁第 1 号)第 5 条 第1項及び第6条第1項の規定に基づき課に準ずる組織として置かれ る室並びにこれらに準ずるものとして総括文書管理者が定めるものを いう。

#### 第2章 管理体制

(総括文書管理者)

- 第4条 中小企業庁に総括文書管理者1名を置く。
- 2 総括文書管理者は、次長をもって充てる。
- 3 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。
- (1)行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製
- (2)行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施
- (3)行政文書の管理に関する研修の実施
- (4)組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置
- (5)行政文書ファイル保存要領その他のこの訓令の施行に関し必要な細 則の整備
- (6)その他行政文書の管理に関する事務の総括
- (副総括文書管理者)

## 第2 管理体制

- 1 総括文書管理者
- 省に総括文書管理者1名を置く。
- (2) 総括文書管理者は、官房長をもって充てる。
- (3) 総括文書管理者は、次に掲げる事務を行うものとする。

行政文書ファイル管理簿及び移管・廃棄簿の調製 行政文書の管理に関する内閣府との調整及び必要な改善措置の実施

行政文書の管理に関する研修の実施

組織の新設・改正・廃止に伴う必要な措置

行政文書ファイル保存要領その他この訓令の施行に関し必要な細則

## の整備

その他行政文書の管理に関する事務の総括

#### 第 3 条第 4 号

混同を招く恐れから、両システムの位置づけを明確化するため。

る組織の設置根拠を明確にするため。

- 2 副総括文書管理者
- 省に副総括文書管理者1名を置く。
- (2) 副総括文書管理者は、 課長をもって充てる。
- (3) 副総括文書管理者は、1 (3) ~ に掲げる事務について総括 │書管理者を補佐するものとする。 文書管理者を補佐するものとする。

- 3 文書管理者
- (1) 総括文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者とし て、文書管理者を指名する。
- (2) 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務 を行うものとする。

保存

保存期間が満了したときの措置の設定

行政文書ファイル管理簿への記載

移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等

管理状況の点検等

行政文書の作成(第3)、標準文書保存期間基準の作成(第4-3

- (1))等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員の 指導

- 4 監査責任者
- 省に監査責任者1名を置く。
- (2) 監査責任者は、 課長をもって充てる。
- (3) 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものと する。

第5条 中小企業庁に副総括文書管理者1名を置く。

- 2 副総括文書管理者は、長官官房参事官をもって充てる。
- 3 副総括文書管理者は、前条第3項各号に掲げる事務について総括文

(主任文書管理者等)

第6条 主任文書管理者は、各部等の長をもって充てる。

- 2 主任文書管理者は、当該局等の保有する行政文書について、当該部 │局等内の文書管理の総括的な責任を負う者として主任文書管理者及び 等における行政文書の管理に関する事務を総括する。
- 3 主任文書管理者はあらかじめ、当該部等に属する職員のうちから、 副主任文書管理者を指名することができる。
- 4 副主任文書管理者は、主任文書管理者の命を受けて、当該主任文書 管理者を補佐する。

(文書管理者等)

第7条 文書管理者は、所掌事務に関する文書管理の実施責任者とし

- て、課等の長をもって充てる。
- 2 文書管理者は、その管理する行政文書について、次に掲げる事務を | め。 行うものとする。
- (1) 保存
- (2) 保存期間が満了したときの措置の設定
- (3) 行政文書ファイル管理簿への記載
- (4) 移管又は廃棄(移管・廃棄簿への記載を含む。)等
- (5) 管理状況の点検等
- (6) 行政文書の作成(第3章)、標準文書保存期間基準の作成(第15 条第1項)等による行政文書の整理その他行政文書の管理に関する職員
- 3 文書管理者は、あらかじめ、当該課等に属する職員のうちから、 文書管理担当者を指名することができる。
- 4 文書管理担当者は、文書管理者の命を受けて、当該文書管理者を補 │管理担当者を置く必要があるため。 <u>佐する。</u>

(監査責任者等)

第8条 中小企業庁に監査責任者1名を置く。

- 2 監査責任者は、長官官房参事官をもって充てる。
- 3 監査責任者は、行政文書の管理の状況について監査を行うものと する。
- 4 監査責任者は、あらかじめ、中小企業庁に属する職員のうちから、 監査担当者を指名することができる。
- 5 監査担当者は監査責任者の命を受けて、当該監査責任者を補佐す る。

(職員の責務)

第6条

その補佐体制として副主任文書管理者を追加する必要があるため。

第7条第1項

文書管理者を置く組織・官職を課等の長とすることを明確化するた

第7条第3項、第4項

適正な文書管理を確保する観点から文書管理者の補佐体制として文書

第8条第4項、第5項

適正な監査を確保する観点から、監査責任者の補佐体制として監査担 当者を置く必要があるため。

#### 5 職員の責務

職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び訓令等並びに総括文書管 理者及び文書管理者の指示に従い、行政文書を適正に管理しなければ ならない。

#### 第3 作成

#### 1 文書主義の原則

職員は、文書管理者の指示に従い、法4条の規定に基づき、法第1条 の目的の達成に資するため、 省における経緯も含めた意思決定に 至る過程並びに 省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は 検証することができるよう、処理に係る事案が軽微なものである場合 を除き、文書を作成しなければならない。

#### 2 別表第1の業務に係る文書作成

別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応じ、同表 の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。

- 3 適切・効率的な文書作成
- (1) 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報につ いては、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。
- (2) 文書の作成に当たっては、常用漢字表(昭和56年内閣告示第1号) 現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和 により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならなしい。 ll.

#### 第4 整理

#### 1 職員の整理義務

職員は、下記2及び3に従い、次に掲げる整理を行わなければならな ll.

- (1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するととも に、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファイ ル)にまとめること。
- (3) (2)の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するとともに、 保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

## 2 分類・名称

行政文書ファイル等は、当該行政機関の事務及び事業の性質、内容等 に応じて系統的(三段階の階層構造)に分類(別表第1に掲げられた業 務については、同表を参酌して分類)し、分かりやすい名称を付さなけ ればならない。

第9条 中小企業庁の職員は、法の趣旨に則り、関連する法令及び訓令 等並びに総括文書管理者、主任文書管理者及び文書管理者の指示に従 い、行政文書を適正に管理しなければならない。

#### 第3章 作成

#### (文書主義の原則)

第10条 中小企業庁の職員は、文書管理者の指示に従い、法第4条の 規定に基づき、法第1条の目的の達成に資するため、中小企業庁におけ る経緯も含めた意思決定に至る過程並びに中小企業庁の事務及び事業 の実績を合理的に跡付け、又は検証することができるよう、処理に係る 事案が軽微なものである場合を除き、文書を作成しなければならない。 (別表第1の業務に係る文書作成)

第11条 別表第1に掲げられた業務については、当該業務の経緯に応 じ、同表の行政文書の類型を参酌して、文書を作成するものとする。 (適切・効率的な文書作成)

第12条 文書の作成に当たって反復利用が可能な様式、資料等の情報 については、電子掲示板等を活用し職員の利用に供するものとする。

2 文書の作成に当たっては、常用漢字表(平成22年内閣告示第2号)、 現代仮名遣い(昭和61年内閣告示第1号)、送り仮名の付け方(昭和 48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等 48年内閣告示第2号)及び外来語の表記(平成3年内閣告示第2号)等│により、分かりやすい用字用語で的確かつ簡潔に記載しなければならな

#### 第4章 整理

#### (職員の整理義務)

第13条 中小企業庁の職員は、第14条及び第15条の規定に従い、 |次に掲げる整理を行わなければならない。

- (1) 作成又は取得した行政文書について分類し、名称を付するととも に、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。
- (2) 相互に密接な関連を有する行政文書を一の集合物(行政文書ファ イル)にまとめること。
- (3) 前号の行政文書ファイルについて分類し、名称を付するととも に、保存期間及び保存期間の満了する日を設定すること。

## (分類・名称)

第14条 行政文書ファイル等は、中小企業庁の事務及び事業の性質、 内容等に応じてまず相互に密接な関連を有する行政文書をまとめて小 分類(行政文書ファイル等の名称)とし、次にその小分類をまとめて中 | 分類とし、さらにその中分類をまとめて大分類とする三段階の分類 ( 別 表第1に掲げられた業務については、同表を参酌して分類)とし、分か

### 第14条

│行政文書ファイル等を分類する場合の基本的な考え方を明確にするた

#### 3 保存期間

- (1) 文書管理者は、別表第1に基づき、標準文書保存期間基準を定め なければならない。
- (2) 1 (1)及び1 (3)の保存期間の設定については、(1)の標準文書 保存期間基準に従い、行うものとする。
- (3) (1)の基準及び(2)の保存期間の設定においては、歴史公文書等に該 当するとされたものにあっては、1年以上の保存期間を定めるものと する。
- (4) 保存期間の起算日は、1 (1)の作成・取得を行った日又は1 -(2)の行政文書をまとめた日の属する年度の翌年度の4月1日とする。 ただし、当該日以外の特定の日を起算日とすることが行政文書ファイ ル等の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、当 該特定の日とする。この場合において、当該特定の日は、1-(1)の作 成・取得を行った日又は1-(2)の行政文書をまとめた日から1年以内 の日とする。
- (5) 1 (1)及び1 (3)の保存期間の満了する日は、(4)の保存期間の │日から1年以内の日とする。 起算日から起算して(2)の保存期間の満了する日とする。

#### 第5 保存

- 1 行政文書ファイル保存要領
- (1) 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資するよ う、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。
- (2) 行政文書ファイル保存要領には、次に掲げる事項を記載しなければ│るよう、行政文書ファイル保存要領を作成するものとする。 ならない。

紙文書の保存場所・方法

電子文書の保存場所・方法

引継手続き

その他適切な保存を確保するための措置

#### 2 保存

文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書ファイル 等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日までの 間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等に引 き継いだ場合は、この限りではない。

3 集中管理の推進

総括文書管理者は、遅くとも平成 25 年度までに、当該行政機関におけ │ (集中管理の推進)

りやすい名称を付さなければならない。

(保存期間)

第15条 文書管理者は、別表第1に基づき、又は別表第1に掲げる行│保存期間の設定基準の考え方について、原則、別表第1に従って設定 <u>政文書の類型に該当しない行政文書については、課等の所掌事務及び事</u>することとし、同表の類型に該当しないものについては、同表を参酌 業の性質、内容等に即して課等の標準文書保存期間基準を定めることが│して保存期間基準を定めることができるものとして明確化。 できる。

- 2 第13条第1号及び同条第3号の保存期間の設定については、別表 │保存期間の設定にあたっては、別表第1または課等の標準文書保存期 第1及び前項の基準に従い、行うものとする。
- 3 第1項の基準及び前項の保存期間の設定においては、歴史公文書等 に該当するとされたものにあっては、1年以上の保存期間を定めるも のとする。
- 4 保存期間の起算日は、第13条第1号の作成・取得を行った日又は 同条第2号の行政文書をまとめた日の属する年度の翌年度の4月1日 とする。ただし、当該日以外の特定の日を起算日とすることが行政文書 ファイル等の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあって は、当該特定の日とする。この場合において、当該特定の日は、同条 第1号の作成・取得を行った日又は同条第2号の行政文書をまとめた
- 5 第13条第1号及び同条第3号の保存期間の満了する日は、前項の 保存期間の起算日から起算して第2項の保存期間の満了する日とする。

#### 第5章 保存

(行政文書ファイル保存要領)

第16条 総括文書管理者は、行政文書ファイル等の適切な保存に資す

- 2 前項の要領には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 行政文書ファイル等の保存場所・方法
- (2) 引継手続き
- (3) その他適切な保存を確保するための措置

## (保存)

第17条 文書管理者は、行政文書ファイル保存要領に従い、行政文書 ファイル等について、当該行政文書ファイル等の保存期間の満了する日 までの間、適切に保存しなければならない。ただし、他の文書管理者等 に引き継いだ場合は、この限りではない。

#### 第15条

#### 第15条第2項

間基準に従い設定するものとした。

### 第16条第2項

紙文書・電子文書の文言については、第4条で定義されている「行政文 書ファイル等」の文言に統一し、対象となる文書を明確化するため。

#### 第18条

中小企業庁では、平成24年度後半に府省共通の文書管理システムを導

る集中管理の推進に関する方針を定めるものとする。

#### 第6 行政文書ファイル管理簿

- 1 行政文書ファイル管理簿の調製及び公表
- 省の行政文書ファイル管理簿について、 (1) 総括文書管理者は、 施行令第11に基づき、文書管理システムをもって調製するものとす
- (2) 行政文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般 の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならない。
- (3) 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は │い。 変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならな
- 2 行政文書ファイル管理簿への記載
- (1) 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書ファイ ル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、行政文書 │第20条 文書管理者は、少なくとも毎年度一回、管理する行政文書フ ファイル管理簿に記載しなければならない。
- (2) (1)の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する 当する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければなら ない。
- (3) 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等につい て、国立公文書館等に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書フ ァイル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するととも に、その名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製 した移管・廃棄簿に記載しなければならない。

#### 第7 移管、廃棄又は保存期間の延長

- 1 保存期間が満了したときの措置
- (1) 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基づ き、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保 存期間が満了したときの措置を定めなければならない。
- (2) 第6-2-(1)の行政文書ファイル等については、総括文書管理者 の同意を得た上で、行政文書ファイル管理簿への記載により、(1)の措 置を定めるものとする。
- (3) 総括文書管理者は、(2)の同意に当たっては、必要に応じ、独立行 政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。
- 2 移管又は廃棄

関する検討を行う。

#### 第6章 行政文書ファイル管理簿

(行政文書ファイル管理簿の調製及び公表)

ついて、公文書等の管理に関する法律施行令(以下、「施行令」という。) │ 名称を引用して施行令の名称を修正。 │第11に基づき新文書管理システムをもって調製するものとする。 2 行政文書ファイル管理簿は、あらかじめ定めた事務所に備えて一般 の閲覧に供するとともに、インターネットで公表しなければならな

3 行政文書ファイル管理簿を一般の閲覧に供する事務所を定め、又は 変更した場合には、当該事務所の場所を官報で公示しなければならな

#### (行政文書ファイル管理簿への記載)

ァイル等(保存期間が1年以上のものに限る。)の現況について、行政 文書ファイル管理簿に記載しなければならない。

- 法律(平成 11 年法律第 42 号) 第 5 条各号に規定する不開示情報に該 │ 2 前項の記載に当たっては、行政機関の保有する情報の公開に関する 法律(平成 11 年法律第 42 号) 第5条各号に規定する不開示情報に該当 する場合には、当該不開示情報を明示しないようにしなければならな
  - 3 文書管理者は、保存期間が満了した行政文書ファイル等について、 国立公文書館等に移管し、又は廃棄した場合は、当該行政文書ファイ ル等に関する行政文書ファイル管理簿の記載を削除するとともに、そ の名称、移管日又は廃棄日等について、総括文書管理者が調製した移 管・廃棄簿に記載しなければならない。

## 第7章 移管、廃棄又は保存期間の延長

#### (保存期間が満了したときの措置)

第21条 文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第2に基 づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、法第5条第5項の保 存期間が満了したときの措置を定めなければならない。

- 2 前条第1項の行政文書ファイル等については、総括文書管理者の同 意を得た上で、行政文書ファイル管理簿への記載により、前項の措置 を定めるものとする。
- 3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、独立行 政法人国立公文書館の専門的技術的助言を求めることができる。

第18条 総括文書管理者は、中小企業庁における集中管理のあり方に │ 入・移行する予定であり、導入後の運用状況も踏まえつつ集中管理のあ り方についても検討する必要がある為、方針決定の時期を現時点で定め るのは困難な為

#### 第19条

第19条 総括文書管理者は、中小企業庁の行政文書ファイル管理簿に│内閣府より提示されている「公文書等の管理に関する法律施行令」案の

- (1) 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満了し た行政文書ファイル等について、第7-1-(1)の規定による定めに基 づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければなら ない。
- (2) 文書管理者は、(1)の規定により、保存期間が満了した行政文書フ ァイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者を 通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合にお いて、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括文 書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等につい て、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければなら ない。
- (3) 文書管理者は、(1)の規定により移管する行政文書ファイル等に、 法第 16 条第 1 項第 1 号に掲げる場合に該当するものとして独立行政法 人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると認める 場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国立公文 書館に意見を提出しなければならない。
- (4) 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、 行政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた 場合には、必要な措置を講じるものとする。
- 3 保存期間の延長
- (1) 文書管理者は、施行令第9-1に掲げる場合にあっては、保存期 間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。
- (2) 文書管理者は、施行令第9-2に基づき、保存期間及び保存期間 の満了する日を延長した場合は、当該延長後の延長する期間及び当該 延長の理由を総括文書管理者を通じ、内閣府に報告しなければならな ll.

#### 第8 点検・監査及び管理状況の報告等

#### 1 点検・監査

(1) 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況につい て、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を総括文書管理者 に報告しなければならない。

#### (移管又は廃棄)

第22条 文書管理者は、総括文書管理者の指示に従い、保存期間が満 了した行政文書ファイル等について、前条第1項の規定による定めに基 づき、独立行政法人国立公文書館に移管し、又は廃棄しなければならな

- 2 文書管理者は、前項の規定により、保存期間が満了した行政文書 ファイル等を廃棄しようとするときは、あらかじめ、総括文書管理者 を通じ内閣府に協議し、その同意を得なければならない。この場合に おいて、内閣府の同意が得られないときは、当該文書管理者は、総括 文書管理者を通じ内閣府と協議の上、当該行政文書ファイル等につい て、新たに保存期間及び保存期間の満了する日を設定しなければなら ない。
- 3 文書管理者は、第1項の規定により行政文書ファイル等を廃棄す るときは、当該行政文書ファイル等の内容が漏えいしないよう細断処 分、電磁的記録の消去その他行政文書ファイル等に応じた適切な措置 を講じなければならない。
- 4 文書管理者は、第1項の規定により移管する行政文書ファイル等 に、法第16条第1項第1号に掲げる場合に該当するものとして独立 行政法人国立公文書館において利用の制限を行うことが適切であると 認める場合には、総括文書管理者の同意を得た上で、独立行政法人国 立公文書館に意見を提出しなければならない。
- 5 総括文書管理者は、内閣府から、法第8条第4項の規定により、行 政文書ファイル等について廃棄の措置をとらないように求められた場 合には、必要な措置を講じるものとする。

#### (保存期間の延長)

第23条 文書管理者は、施行令第9-1に掲げる場合にあっては、保 | 存期間及び保存期間の満了する日を延長しなければならない。

2 文書管理者は、施行令第9-2に基づき、保存期間及び保存期間 の満了する日を延長した場合は、当該延長後の延長する期間及び当該 延長の理由を総括文書管理者を通じ、内閣府に報告しなければならな い。

#### 第8章 点検・監査及び管理状況の報告等

## (点検・監査)

第24条 文書管理者は、自ら管理責任を有する行政文書の管理状況に ついて、少なくとも毎年度一回、点検を行い、その結果を主任文書管理 者を経由して総括文書管理者に報告しなければならない。

対し、当該部等に属する課等の行政文書の管理状況について点検を行う │ 文書管理者に対して当該部等内に属する課等の管理状況について点検

#### 第22条第3項

|情報漏えい防止の観点から、行政文書を廃棄する際の手続を明確化す るため。

#### 第24条第2項

2 総括文書管理者は、必要があると認めるときは、主任文書管理者に │ 臨時的に点検等を行わせる必要が生じた場合に、総括文書管理者が主任

- (2) 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度 一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければなら ない。
- (3) 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の 管理について必要な措置を講じるものとする。
- 2 紛失等への対応
- (1) 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄(以下「紛失 等」という。)が明らかとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告 しなければならない。
- (2) 総括文書管理者は、(1)の報告を受けたときは、速やかに被害の拡 大防止等のために必要な措置を講じるものとする。
- 3 管理状況の報告等
- (1) 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その他の 行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとす
- (2) 総括文書管理者は、法第9条第3項の規定による求め及び実地調 査が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。
- (3) 総括文書管理者は、内閣府から法第 31 条の規定による勧告があっ│が行われる場合には、必要な協力を行うものとする。 た場合には、必要な措置を講じるものとする。

#### 第9 研修

1 研修の実施

総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ効果的に 行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるために必 要な研修を行うものとする。

2 研修への参加

文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書館その他 の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければならない。

#### 第 10 補則

1 特別の定め

法第 条の規定により、・・・と定められている事項について は、当該規定の定めるところによる。

2 細則

<u>ことを命じることができる。この場合において、主任文書管理者は、速</u> を命じることができる旨を明確化する必要があるため。 やかに点検を実施し、遅滞なく、その結果を総括文書管理者に報告し なければならない。

- 3 監査責任者は、行政文書の管理状況について、少なくとも毎年度 一回、監査を行い、その結果を総括文書管理者に報告しなければなら
- 4 総括文書管理者は、点検又は監査の結果等を踏まえ、行政文書の 管理について必要な措置を講じるものとする。

(紛失等への対応)

第25条 文書管理者は、行政文書ファイル等の紛失及び誤廃棄が明ら│以下の条文で「紛失等」を引用しないため。 かとなった場合は、直ちに総括文書管理者に報告しなければならない。

2 総括文書管理者は、前項の報告を受けたときは、速やかに被害の拡 大防止等のために必要な措置を講じるものとする。

(管理状況の報告等)

第26条 総括文書管理者は、行政文書ファイル管理簿の記載状況その 他の行政文書の管理状況について、毎年度、内閣府に報告するものとす

- 2 総括文書管理者は、法第9条第3項の規定による求め及び実地調査
- 3 総括文書管理者は、内閣府から、法第31条の規定による勧告があ った場合には、必要な措置を講じるものとする。

#### 第9章 研修

(研修の実施)

第27条 総括文書管理者は、職員に対し、行政文書の管理を適正かつ 効果的に行うために必要な知識及び技能を習得させ、又は向上させるた めに必要な研修を行うものとする。

(研修への参加)

第28条 文書管理者は、総括文書管理者及び独立行政法人国立公文書 館その他の機関が実施する研修に職員を積極的に参加させなければな らない。

## 第10章 補則

(特別の定め)

第29条 法律及びこれに基づく命令により、行政文書の保存その他の | 法律及び法律に基づく命令による行政文書の管理等について特別の定 行政文書の管理に関する事項について特別の定めが設けられている場 合においては、当該事項については、当該法律及びこれに基づく命令の│く必要があるため。 <u>定めるところによるものとする。</u>

第25条第1項

第29条

めがある場合は、その定めによることを漏れなく包括的に規定してお

この規則の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が定め る。

(細則)

第30条 この訓令の施行に関し必要な事項は、別に総括文書管理者が

<u>2 この訓令の運用にあたっては、「行政文書の管理に関するガイドラ</u> 本訓令を運用するにあたっては、本訓令に加え、「行政文書の管理に関 イン」(平成 年 月 日制定)を参酌するものとする。

附 則(平成・・中庁第 号)

- 1 この訓令は、平成 年 月 日から施行する。
- 2 1に掲げる施行の日から新文書管理システムを導入するまでの間、 総合的な文書管理システムの整備について(平成12年3月29日各 省庁事務連絡会議了承)に基づき中小企業庁が文書管理の実態に即し た仕様で整備した総合的な文書管理システムを新文書管理システムと みなす。
- 3 次の規程は、廃止する。

中小企業庁行政文書管理規程(平成 13・01・06 中庁第 4 号)

別表第1 (別紙のとおり) 別表第2 (別紙のとおり)

#### 第30条第2項

するガイドライン」を参考にすることを明確化したもの。

- 1 本訓令の施行日を法施行日と同日にて定めるもの。
- 2 一元的な文書管理システムが整備されるまでの経過措置として、中 小企業庁で独自に運用する文書管理システムの運用根拠を規則上明 確化する必要があるため。
- 3 「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」第22条第2項に 基づき中小企業庁で制定している行政文書の管理に関する定め(中小 企業庁行政文書管理規程)は、同法の改正・施行(公文書管理法の施 行と同日)に伴い、同法の根拠規定が削除されることから、同規程に ついても廃止する必要があるため。

- (注)1 備考欄には、ガイドライン案規定例からの修文、追加事項等についての説明を簡潔かつ端的に記載。
  - 2 条番号等形式的な修正については、下線は不要。

## 別表第1 行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例					
<del>ਤ</del> ਲ	来初0亿万	行政文書の類型	NK 13 2431=3	200					
法令の制定又は改廃及	法令の制定又は改廃及びその経緯								
一法律の制定又は	立案の検討	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国	三十年	・基本方針					
改廃及びその総	¥	政上の重要な事項に係る意思決定及び条約そ		・基本計画					
緯		の他の国際約束が記録された文書		• 奉平計画					
				・条約その他の国際約束					
				・大臣指示					
				・政務三役会議の決定					
		口 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)		・開催経緯					
		第三十七条若しくは第五十四条、宮内庁法		・諮問					
		(昭和二十二年法律第七十号)第十六条第一		. 80 10					
		項又は国家行政組織法(昭和二十三年法律第		・議事概要・議事録					
		百二十号)第八条に規定する機関その他の合 議制の機関(以下「審議会等」という。)に		・配付資料					
		おける立案の検討に関する文書(議事が記録		・中間答申、最終答申、中間報告、最					
		された文書、提出された文書、答申、建議又		終報告、建議、提言					
		は意見が記録された文書を含む。)							
		その他の会合(以下「懇談会等」という。)		・議事概要・議事録					
		における立案の検討に関する文書(議事が記		・					
		録された文書、提出された文書、報告又は意		・配付資料					
		見が記録された文書を含む。)		・中間報告、最終報告、提言					
				・外国・自治体・民間企業の状況調査					
				・関係団体・関係者のヒアリング					
	法律案の審査	内閣法制局(内閣法制局設置法(昭和二十七年		・法制局提出資料					
		法律第二百五十二号)第一条に規定する内閣法		・審査録					
		制局をいう。以下同じ。)の審査、意見及び所							
		要の修正に関する文書(審査内容が記録された							
		文書を含む。)							
	他の行政機関との	他の行政機関との協議に関する文書(協議案、		・協議案					
	協議	他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意   見に対する回答が記録された文書を含む。)		・各省の質問・意見					
		TICKLY OCICION CONTROL OF THE CONTRO		・各省の質問・意見に対する回答					
	閣議の求め	閣議を求めるための決裁文書(添付資料を含		・5点セット(要綱、法律案、理由、新					
		む。以下同じ。)		旧対照条文、参照条文)					
				・閣議請議書					
	国会審議	イ 国会審議に関する文書(議案の趣旨の説		・議員への説明					
		明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。)		・趣旨説明					
				・想定問答					
				・答弁書					
		<u></u>							

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
			口 国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第		・国会審議録・内閣意見案
			五十七条の三に規定する国会議員の発議にか かる法律案等についての内閣の意見陳述に関 する文書		・閣議請議書
		官報公示	官報公示に関する文書		・官報の写し
		解釈又は運用の基 準の設定	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査 又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング
			ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁 文書		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
Ξ	条約その他の国際約束の締結及びその経緯	締結の検討	イ 外国政府及びその他外国(本邦の域外にある国又は地域をいう。)との交渉に関する文書(解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書を含む。)	三十年	・交渉開始の契機 ・交渉方針 ・想定問答 ・逐条解説
			ロ 関係行政機関との連絡調整に関する文書 (関係行政機関の質問又は意見、関係行政機 関の質問又は意見に対する回答に関する文書 を含む。)		・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
		条約案の審査	ハ 締結に活用した調査又は研究に関する文書 (解釈又は運用の基準の設定に関する文書を 含む。)		・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング・情報収集・分析
			内閣法制局の審査、意見及び所要の修正に関す る文書(審査内容が記録された文書を含む。)		·法制局提出資料 ·審査録
		閣議の求め	閣議を求めるための決裁文書		・閣議請議書
		国会審議	国会審議に関する文書(議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答に関する文書、審議内容が記録された文書を含む。)		<ul><li>・議員への説明</li><li>・趣旨説明</li><li>・想定問答</li><li>・答弁書</li><li>・国会審議録</li></ul>
		締結	締結に関する文書(条約書及び批准書を含む。)		・条約書・署名本書 ・調印書 ・批准・受諾書

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
					・批准書の寄託に関する文書
Ξ	政令の制定又は 改廃及びその経 緯	立案の検討	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	三十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束
					・大臣指示・政務三役会議の決定
			口 審議会等における立案の検討に関する文書 (議事が記録された文書、提出された文書、 答申、建議又は意見が記録された文書を含む。)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料
					・中間答申、最終答申、中間報告、最 終報告、建議、提言
			八 懇談会等における立案の検討に関する文書 (議事が記録された文書、提出された文書、 報告又は意見が記録された文書を含む。)		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料
					・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング
		政令案の審査	内閣法制局の審査、意見及び所要の修正に関する文書(審査内容が記録された文書を含む。)		・法制局提出資料・審査録
		意見公募手続	イ 行政手続法(平成五年法律第八十八号)第 三十九条第四項第一号に規定する意見公募手 続を実施するための決裁文書		・政令案 ・趣旨、要約、参照条文、新旧対照条 文 ・意見公募要領
			ロ 行政手続法第四十三条各項の公示に関する 決裁文書		・提出意見・提出意見を考慮した結果及びその理由
		他の行政機関との協議	他の行政機関との協議に関する文書(協議案、 他の行政機関の質問又は意見、当該質問又は意 見に対する回答が記録された文書を含む。)		・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
		閣議の求め	閣議を求めるための決裁文書		<ul><li>・5点セット(要綱、政令案、理由、新 旧対照条文、参照条文)</li><li>・閣議請議書</li></ul>
		官報公示	官報公示に関する文書		・官報の写し
		解釈又は運用の基	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査		・外国・自治体・民間企業の状況調査

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		準の設定	又は研究に関する文書		・関係団体・関係者のヒアリング
			ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁		
			文書		・ガイドライン
					・訓令、通達又は告示
					・運用の手引
四	内閣府令、省令	立案の検討	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国	三十年	・基本方針
	その他の規則の制定又は改廃及		政上の重要な事項に係る意思決定及び条約そ の他の国際約束が記録された文書		・基本計画
	びその経緯				・条約その他の国際約束
					・大臣指示
					・政務三役会議の決定
			ロ 審議会等における立案の検討に関する文書		・開催経緯
			(議事が記録された文書、提出された文書、 答申、建議又は意見が記録された文書を含		• 諮問
			む。)		・議事概要・議事録
					・配付資料
					・中間報告、最終報告、提言
			八 懇談会等における立案の検討に関する文書		・開催経緯
			(議事が記録された文書、提出された文書、 報告又は意見が記録された文書を含む。)		・議事概要・議事録
					・配付資料
					・中間報告、最終報告、提言
			ニ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒアリング
		意見公募手続	イ 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定		・府令案・省令案・規則案
			する意見公募手続を実施するための決裁文書		・趣旨、要約、新旧対照条文、参照条
					文
					· 意見公募要領
			ロ 行政手続法第四十三条各項の公示に関する 決裁文書		・提出意見
			//WAE		・提出意見を考慮した結果及びその理 由
		制定又は改廃	制定又は改廃のための決裁文書		・府令案・省令案・規則案
		2.2.3.2			・理由、新旧対照条文、参照条文
		官報公示	官報公示に関する文書		・官報の写し
		解釈又は運用の基	イ 解釈又は運用の基準の設定に活用した調査		・外国・自治体・民間企業の状況調査
		準の設定	又は研究に関する文書		・関係団体・関係者のヒアリング

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		ロ 解釈又は運用の基準を設定するための決裁文書		・逐条解説 ・ガイドライン ・訓令、通達又は告示 ・運用の手引
	で構成される会議又	」 は省議(これらに準ずるものを含む。)の決定又に ・	は了解及びその経絡	4 4 4
五 閣議の決定又は 了解及びその経 緯	閣議	閣議に提出された文書	三十年	・案件表 ・配付資料
	公布	法律、政令又は条約その他の国際約束の公布に 関する文書		・閣議書 ・公布裁可書(御署名原本)
	予算に関する閣議 の求め及び予算の 国会提出その他の	イ 財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第 十八条第一項の決定をしようとするときの閣 議を求めるための決裁文書		・概算案・閣議請議書
	重要な経緯	ロ 財政法第二十一条の規定により作成された 予算及び特別会計に関する法律(平成十九年 法律第二十三号)第二条各号に掲げる特別会 計の予算その他の国会に提出する文書(財政 法第二十八条各号に掲げる書類を含む。)		・予算書(一般会計・特別会計・政府関 係機関) ・予算参考資料 ・閣議請議書
		ハ イに掲げるもののほか、内閣の予算の作成 に関し閣議を求めるための決裁文書		・概算要求基準等 ・閣議請議書
	決算に関する閣議 の求め及び決算の 国会提出その他の 重要な経緯	イ 歳入歳出決算に関し閣議を求めるための決 裁文書		・歳入歳出決算(一般会計・特別会計) ・政府関係機関決算書 ・閣議請議書
		ロ 財政法第三十九条に規定する書類及び特別 会計に関する法律第十九条第一項に規定する 書類その他の決算に関し会計検査院に送付 し、又はその検査を経た文書		・歳入歳出決算(一般会計・特別会計) ・政府関係機関決算書
		ハ 財政法第四十条各項に規定する書類その他の決算に関し国会に提出する文書		・歳入歳出決算(一般会計・特別会計) ・政府関係機関決算書
		ニ 財政法第三十五条第三項の決定をしようと するときの閣議を求めるための決裁文書		・調書 ・予備費使用書 ・閣議請議書
	質問主意書に対す る答弁に関する閣 議の求め及び国会	イ 内閣法制局の審査、意見及び所要の修正に 関する文書(審査内容が記録された文書を含 む。)		・法制局提出資料 ・審査録
	に対する答弁その他の重要な経緯	ロ 質問主意書に対する答弁に関し閣議を求め るための決裁文書		・答弁案・閣議請議書
				- 答弁書

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		基本方針、基本計画又は白書その他の閣議に附された案件に関する立案の検討及び閣議の求めその他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書		<ul><li>・基本方針</li><li>・基本計画</li><li>・条約その他の国際約束</li><li>・大臣指示</li><li>・政務三役会議の決定</li></ul>
			口 審議会等における立案の検討に関する文書 (議事が記録された文書、提出された文書、 答申、建議又は意見が記録された文書を含む。)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間答申、最終答申、中間報告、最終報告、建議、提言
			八 懇談会等における立案の検討に関する文書 (議事が記録された文書、提出された文書、 報告又は意見が記録された文書を含む。)		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
			二 立案に活用した調査又は研究に関する文書 ホ 他の行政機関との協議に関する文書(協議		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・任意パプコメ ・協議案
			案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問 又は意見に対する回答が記録された文書を含む。) へ 閣議を求めるための決裁文書		・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答 ・基本方針案
					・基本計画案 ・白書案 ・閣議請議書
六	関係行政機関の 長で構成される 会議(これに準 ずるものを含 む。以下同 じ。)の決定又	関係行政機関の長で構成される会議の決定又は了解に関する立案の検討及び他の行政機関との協議その他の	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示
	は了解及びその経緯	重要な経緯	ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書  八 他の行政機関との協議に関する文書(協議  家 他の行政機関の質問又は音目 当該質問		・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・協議案
			案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問 又は意見に対する回答が記録された文書を含む。)		・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
			二 会議に提出された文書 ホ 会議の決定内容又は了解内容が記録された 文書		・配付資料・決定・了解文書
t	省議(これに準 ずるものを含 む。以下同 じ。)の決定又 は了解及びその 経緯	省議の決定又は了 解に関する立案の 検討その他の重要 な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示
			ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング
			八 省議に提出された文書		・配付資料 ・決定・了解文書
複数の	)行政機関による申	L 合せ又は他の行政機関	□ 閉若しくは地方公共団体に対して示す基準の設定及	L とびその経緯	
八	複数の行政機関による申合せ	複数の行政機関に よる申合せに関す る立案の検討及び 他の行政機関との 協議その他の重要 な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・総理指示
		- Co Not me	ロ 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査・関係団体・関係者のヒアリング
			八 他の行政機関との協議に関する文書(協議案、他の行政機関の質問又は意見、当該質問 又は意見に対する回答が記録された文書を含む。)		・協議案 ・各省の質問・意見 ・各省の質問・意見に対する回答
			二 他の行政機関と協議した会議に関する文書 (議事が記録された文書、提出された文書を 含む。)		・開催経緯 ・議事概要・議事録 ・配付資料
			ホ 複数の行政機関による申合せの内容が記録 された文書		・申合せ
九	他の行政機関に 対して示す基準 の設定及びその 経緯	基準の設定に関す る立案の検討その 他の重要な経緯	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書	十年	・基本方針 ・基本計画 ・条約その他の国際約束 ・大臣指示 ・政務三役会議の決定
			口 審議会等における立案の検討に関する文書 (議事が記録された文書、提出された文書、 答申、建議又は意見が記録された文書を含む。)		・開催経緯 ・諮問 ・議事概要・議事録

	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
					・配付資料
					・中間答申、最終答申、中間報告、最 終報告、建議、提言
			八 懇談会等における立案の検討に関する文書		・開催経緯
			(議事が記録された文書、提出された文書、 報告又は意見が記録された文書を含む。)		・議事概要・議事録
			10日人は志元が記録と10日人目と日も。)		・配付資料
					・中間報告、最終報告、提言
			二 立案に活用した調査又は研究に関する文書		- 外国・自治体・民間企業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒアリング
			ホ 他の行政機関に対して示す基準を設定する ための決裁文書		・基準案
			へ 他の行政機関に通知した文書		- 通知
+	地方公共団体に	基準の設定に関す	イ 立案の基礎となった国政上の基本方針、国	十年	・基本方針
	対して示す基準の設定及びその	る立案の検討その他の重要な経緯	政上の重要な事項に係る意思決定及び条約そ の他の国際約束が記録された文書		・基本計画
	経緯	心心主义。	の他の自然が不力の数とすがた人自		・条約その他の国際約束
					・大臣指示
					・政務三役会議の決定
			ロ 審議会等における立案の検討に関する文書		・開催経緯
			(議事が記録された文書、提出された文書、 答申、建議又は意見が記録された文書を含		・諮問
			む。)		・議事概要・議事録
					・配付資料
					・中間答申、最終答申、中間報告、最 終報告、建議、提言
			八 懇談会等における立案の検討に関する文書		・開催経緯
			(議事が記録された文書、提出された文書、 報告又は意見が記録された文書を含む。)		・議事概要・議事録
			THE ALL MAN HOSSIC TVICAL CLOS		・配付資料
					・中間報告、最終報告、提言
			二 立案に活用した調査又は研究に関する文書	•	・外国・自治体・民間企業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒアリング
			ホ 地方公共団体に対して示す基準を設定する ための決裁文書		・基準案
			へ 地方公共団体に通知した文書		・通知
個人又	     は法人の権利義務	           		<u> </u>	
+	個人の権利義務	行政手続法第二条	イ 審議会等における立案の検討に関する文書	十年	・開催経緯
_	の得喪及びその	第八号口の審査基	(議事が記録された文書、提出された文書、		・諮問
		準、同号八の処分	答申、建議又は意見が記録された文書を含		

事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例	
経緯	基準及び同号二の	行政文書の類型		・議事概要・議事録	
於 	基準及び向号=の     行政指導指針並び	<u>(</u> ( )			
	に同法第六条の標			・配付資料	
	準処理期間に関す る立案の検討その			・中間答申、最終答申、中間報告、最 終報告、建議、提言	
	他の重要な経緯	ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書			
		(議事が記録された文書、提出された文書、		・議事概要・議事録	
		報告又は意見が記録された文書を含む。) 		・配付資料	
				・中間報告、最終報告、提言	
		ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書	1	・外国・自治体・民間企業の状況調査	
				・関係団体・関係者のヒアリング	
		二 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定		・審査基準案・処分基準案・行政指導	
		する意見公募手続を実施するための決裁文書		・意見公募要領	
			1	 ・提出意見	
		決裁文書		・提出意見を考慮した結果及びその理	
				由	
		へ 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定 めるための決裁文書		・審査基準案・処分基準案・行政指導 指針案	
		ト 標準処理期間を設定するための決裁文書	-	・標準処理期間案	
	行政手続法第二条	許認可等をするための決裁文書(審査に関する	許認可等の効	・審査案	
	第三号に規定する	重要な経緯が記録された文書を含む。)	力消滅後五年	・理由	
	許認可等に関する 重要な経緯			・開示決定通知	コメント [作成者1]: 許
	行政手続法第二条	<b>エ利光加入なまでなめの油料立事(加入に関す</b>	工年	· 処分案	書類として情報公開法Ⅰ
	第四号に規定する	不利益処分をするための決裁文書(処分に関す   る重要な経緯が記録された文書を含む。)	14		示決定手通知書を追加
	不利益処分に関す			・理由	
	る重要な経緯			• 聴聞通知	コメント [作成者2]: 不
	-	イ 補助金等の交付の条件に関する文書	補助金等の交	・交付規則・交付要綱・実施要領	施する過程の文書として 追加
	に係る予算の執行 の適正化に関する		付に係る事業 終了後五年	・審査要領・選考基準	
		ロ 補助金等を交付するための決裁文書(審査	-		
	律第百七十九号)第			・理由	
	二条第一項に規定 する補助金等をい	む。)		・交付決定通知	コメント [作成者3]: 補
	う。以下同じ。)の				する過程の文書の類例の
	交付に関する重要な経緯	八、浦中今年になって笠っちにっきてルに出土	-	. 中纬却生争	定通知を追加
	な経緯	<ul><li>八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第十四条に規定する補助事業等実績報告書</li></ul>		・実績報告書	
	 不服申立てに関す	イ 不服申立書(口頭による不服申立ての場合	裁決又は決定	・不服申立書	
	る審議会等におけ	は、陳述の内容を録取した文書)	その他の処分	· 録取書	

認可に関する に規定する開

利益処分を実 て聴聞通知を

助金等を公布 として交付決

	事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例
		スト会社スの仏の手	行政文書の類型	44. L. T.	
		る検討その他の重 要な経緯		後十年	
			ロ 審議会等における検討に関する文書(議事		・諮問
			が記録された文書、提出された文書、答申、 建議又は意見が記録された文書を含む。)		・議事概要・議事録
			,		・配付資料
					・答申、建議、意見
			八 不服申立てに対する裁決又は決定その他の		・弁明書
			処分をするための決裁文書(審理に関する重 要な経緯が記録された文書を含む。)		・反論書
					・意見書
			二 裁決書又は決定書		・裁決・決定書
		訴訟の提起その他	イ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起		・訴状
		の訴訟に関する重要な経緯	に関する文書	年	・期日呼出状
			ロ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の主張		・答弁書
			又は立証に係る文書		・準備書面
					・各種申立書
					・口頭弁論
					・証人等調書
					・書証
			八 国又は行政機関を当事者とする訴訟の判決		・判決書
			書		・和解調書
+	法人の権利義務	行政手続法第二条	イ 審議会等における立案の検討に関する文書	十年	・開催経緯
=	の得喪及びその 経緯	第八号口の審査基準、同号八の処分	(議事が記録された文書、提出された文書、 答申、建議又は意見が記録された文書を含		・諮問
	京士 77年 1	基準及び同号二の	む。)		・議事概要・議事録
		行政指導指針並び			・配付資料
		に同法第六条の標 単処理期間に関す			・中間答申、最終答申、中間報告、最
		る立案の検討その			終報告、建議、提言
		他の重要な経緯	ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書		・開催経緯
			(議事が記録された文書、提出された文書、 報告又は意見が記録された文書を含む。)		・議事概要・議事録
					・配付資料
					・中間報告、最終報告、提言
			八 立案に活用した調査又は研究に関する文書		・外国・自治体・民間企業の状況調査
					・関係団体・関係者のヒアリング
			二 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定 する意見公募手続を実施するための決裁文書		・審査基準案・処分基準案・行政指導 指針案
			, 0,2,00,57, M, C, C, M, P, O, C, W, M, X, E		
					・意見公募要領 

事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		ホ 行政手続法第四十三条各項の公示に関する 決裁文書		・提出意見・提出意見を考慮した結果及びその理由
		へ 審査基準、処分基準又は行政指導指針を定 めるための決裁文書		・審査基準案・処分基準案・行政指導 指針案
		ト 標準処理期間を設定するための決裁文書		・標準処理期間案
	行政手続法第二条第三号に規定する	許認可等をするための決裁文書(審査に関する 重要な経緯が記録された文書を含む。)	許認可等の効 力消滅後五年	・審査案・理由
	許認可等に関する重要な経緯			・開示決定通知
	行政手続法第二条 第四号に規定する 不利益処分に関す	不利益処分をするための決裁文書(処分に関する重要な経緯が記録された文書を含む。)	五年	・ 処分案
	る重要な経緯			<u>・聴聞通知</u>
	補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に	イ 補助金等の交付の条件に関する文書	補助金等の交 付に係る事業 終了後五年	・交付規則・交付要綱・実施要領 ・審査要領・選考基準
	関する重要な経緯	ロ 補助金等を交付するための決裁文書(審査 に関する重要な経緯が記録された文書を含む。)		・理由
				・交付決定通知
		八 補助金等に係る予算の執行の適正化に関す る法律第十四条に規定する補助事業等実績報 告書		・実績報告書
	不服申立てに関す る審議会等におけ る検討その他の重 要な経緯	イ 不服申立書(口頭による不服申立ての場合は、陳述の内容を録取した文書)	裁決又は決定 その他の処分 後十年	· 不服申立書 - 録取書
		ロ 審議会等における検討に関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、答申、 建議又は意見が記録された文書を含む。)		・諮問 ・議事概要・議事録 ・配付資料
				・答申、建議、意見
		八 不服申立てに対する裁決又は決定その他の		・弁明書
		処分をするための決裁文書(審理に関する重要な経緯が記録された文書を含む。)		・反論書
				・意見書
	+C+1) = 12 +2 = - 11	二 裁決書又は決定書		・裁決・決定書
	訴訟の提起その他の訴訟に関する重	イ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の提起 に関する文書	訴訟終結後十年	・訴状
				物口™Ш1人

コメント [作成者4]: 許認可に関する 書類として情報公開法に規定する開 示決定手通知書を追加

コメント [作成者5]: 不利益処分を実施する過程の文書として聴聞通知を

コメント [作成者6]: 助金等を公布す る過程の文書の類例として交付決定 通知を追加

	事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例
			行政文書の類型 		
		要な経緯	ロ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の主張		・答弁書
			又は立証に係る文書		・準備書面
					・各種申立書
					・口頭弁論
					・証人等調書
					・書証
			ハ 国又は行政機関を当事者とする訴訟の判決		 ・判決書
			書		・和解調書
					기비까 마렛 티
職員の	人事に関する事項				
+	職員の人事に関	人事評価の基準、	イ 人事評価実施規程の立案に活用した調査又	十年	・外国・自治体・民間企業の状況調査
≡	する事項	方法等に関する政	は研究に関する文書		・関係団体・関係者のヒアリング
		令(平成二十一年政			MWELL MWE OC.
		令第三十一号)第一	ロ 人事評価実施規程を制定又は変更するため		・規程案
		条に規定する人事	の決裁文書及び内閣総理大臣との協議に関す		・協議案
		評価実施規程の制	る文書(協議案及び内閣総理大臣の回答書を		
		定又は変更及びそ	含む。)又は内閣総理大臣に対する報告に関		・回答書
		の経緯	する文書 		
		職員の研修の実施	イ 職員の研修の実施に関する計画の立案に活	三年	・外国・自治体・民間企業の状況調査
		に関する計画の立	用した調査又は研究に関する文書		・関係団体・関係者のヒアリング
		案の検討その他の			Manual Manual State Stat
		職員の研修に関す	ロ 職員の研修の実施に関する計画を制定又は		・計画案
		る重要な経緯	改廃するための決裁文書		
			八 職員の研修の実施状況に関する文書		・実績
		職員の兼業の許可	職員の兼業の許可に関する内閣府令(昭和四十	三年	・申請書
			一年総理府令第五号)第二条に規定する兼業許		・承認書
			可申請書及び当該申請に係る承認書		· 外心首
		 	退職手当の支給に関する文書	支給制限等の	・調書
				処分を行うこ	
				とができなく	
				なったときま での期間又は	
				五年のいずれ	
				か長い期間	
その他	の事項				
+	告示、訓令及び	内閣府設置法第七	イ 審議会等における立案の検討に関する文書	十年	・開催経緯
四	通達の制定又は	条第五項及び国家	(議事が記録された文書、提出された文書、		· 諮問
	改廃及びその経	行政組織法第十四	答申、建議又は意見が記録された文書を含		WH IPJ
	緯	条第一項に規定す	む。)		・議事概要・議事録
		る告示(一の項から			・配付資料
		十三の項までの第			
		二欄に掲げる業務			・中間答申、最終答申、中間報告、最
		に係るものを除			終報告、建議、提言
		く。)の立案の検討その他の重要な経	ロ 懇談会等における立案の検討に関する文書		・開催経緯
		I C い 心 い 里 安 は 詮	(議事が記録された文書、提出された文書、	Ī	i e e e e e e e e e e e e e e e e e e e

<u> </u>	事項	業務の区分	当該業務に係る 行政文書の類型	保存期間	具体例
		緯	行政文書の類型 報告又は意見が記録された文書を含む。)  ハ 立案に活用した調査又は研究に関する文書  二 行政手続法第三十九条第四項第一号に規定する意見公募手続を実施するための決裁文書  ホ 行政手続法第四十三条各項の公示に関する決裁文書		・議事概要・議事録 ・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言 ・外国・自治体・民間企業の状況調査 ・関係団体・関係者のヒアリング ・告示案 ・意見公募要領 ・提出意見 ・提出意見 ・提出意見を考慮した結果及びその理由
			へ 制定又は改廃のための決裁文書		・告示案・官報の写し
		内閣府設置法第七 条第六項及び国家 行政組織法第十四 条第二項に規定す る訓令及び通達(一 の項から十三の項 までの第二欄に掲 げる業務に係るも のを除く。)の立案 の検討その他の重 要な経緯	イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書  日 制定又は改廃のための決裁文書	十年	<ul> <li>・外国・自治体・民間企業の状況調査</li> <li>・関係団体・関係者のヒアリング</li> <li>・訓令案・通達案</li> <li>・行政文書管理規則案</li> <li>・公印規程案</li> </ul>
	算及び決算に 日する事項	歳入、歳出、継続 費、繰越明許費及 び国庫債務負担行 為の見積に関する 書類(以下「歳入歳 出等見積書類」とい う。)の作製その他 の予算に関する重 要な経緯	イ 財政法第十七条第二項の規定による歳入歳 出等見積書類の作製の基礎となった方針及び 意思決定その他の重要な経緯が記録された文 書(財務大臣に送付した歳入歳出等見積書類 を含む。)	十年	<ul> <li>・概算要求の方針</li> <li>・大臣指示</li> <li>・政務三役会議の決定</li> <li>・省内調整</li> <li>・概算要求書</li> <li>・予算決算及び会計令第十二条の規定に基づく予定経費要求書等の各目明細書</li> </ul>
			ロ 財政法第二十条第二項に規定する予定経費 要求書等の作製の基礎となった方針及び意思 決定その他の重要な経緯が記録された文書 (財務大臣に送付した予定経費要求書等を含む。)  ハ 財政法第三十一条第一項の規定による歳入 歳出予算、継続費及び国庫債務負担行為の配		<ul><li>・予定経費要求書</li><li>・継続費要求書</li><li>・繰越明許費要求書</li><li>・国庫債務負担行為要求書</li><li>・予算の配賦通知</li></ul>

事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例
		一 行政文書の類型 		
	歳入及び歳出の決	賦に関する文書  二 イから八までに掲げるもののほか、行政機関における予算に関する重要な経緯が記録された文書  イ 財政法第三十七条第一項の規定による歳入	五年	<ul><li>・行政事業レビュー</li><li>・執行状況調査</li><li>・歳出の決算報告書</li></ul>
	算報告書並びに国 の債務に関する計 算書の作製その他 の決算に関する重 要な経緯	及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思 決定その他の重要な経緯が記録された文書 (財務大臣に送付した歳入及び歳出の決算報 告書並びに国の債務に関する計算書を含 む。)		・国の債務に関する計算書
		ロ 財政法第三十七条第三項の規定による継続 費決算報告書の作製の基礎となった方針及び 意思決定その他の重要な経緯が記録された文 書(財務大臣に送付した継続費決算報告書を 含む。)		・継続費決算報告書
		ハ 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)第二十一条の規定による歳入徴収額計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(会計検査院に送付した歳入徴収額計算書、証拠書類その他必要な書類を含む。)		· 歳入徴収額計算書
		二 予算決算及び会計令第二十二条の規定による支出計算書の作製の基礎となった方針及び 意思決定その他の重要な経緯が記録された文 書(会計検査院に送付した支出計算書、証拠 書類その他必要な書類を含む。)		・支出計算書
		ホ 予算決算及び会計令第百三十条から第百三 十五条までに規定する帳簿		<ul> <li>・歳入簿・歳出簿・支払計画差引簿</li> <li>・徴収簿</li> <li>・支出決定簿</li> <li>・支出簿</li> <li>・支出負担行為差引簿</li> <li>・支出負担行為認証官の帳簿</li> </ul>
		へ 会計検査院法(昭和二十二年法律第七十三号)第二十四条各項の規定により会計検査院 に提出した計算書及び証拠書類		・計算書・証拠書類
		ト 会計検査院の検査に関する重要な経緯が記録された文書		・意見又は処置要求
		チ 財政法第三十五条第二項の規定による予備 費に係る調書の作製の基礎となった方針及び 意思決定その他の重要な経緯が記録された文 書(財務大臣に送付した予備費に係る調書を		・調書

	事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例
			行政文書の類型 		
			含む。)		
			│ リ イからチまでに掲げるもののほか、行政機		
			関における決算に関する重要な経緯が記録さ		45 45 <del></del>
			れた文書		・指摘事項に対する措置
十六	機構及び定員に	機構又は定員の要	イ 行政機関の機構の新設、改正及び廃止の要	十年	・大臣指示
	関する事項	求に関する重要な	求の基礎となった方針及び意思決定その他の		
		経緯	重要な経緯が記録された文書(総務大臣に送		・政務三役会議の決定
			付した要求書を含む。)		・省内調整
					・機構要求書
			│ □ 行政機関の定員の設置、増減及び廃止の要		· 大臣指示
			求の基礎となった方針及び意思決定その他の		・政務三役会議の決定
			重要な経緯が記録された文書(総務大臣に送		
			付した要求書を含む。)		・省内調整
					・定員要求書
			ハ イ及び口に掲げるもののほか、行政機関に		・定員合理化計画
			おける機構及び定員に関する重要な経緯が記		
			録された文書		
十七	独立行政法人等	独立行政法人通則	イ 立案に活用した調査又は研究に関する文書	十年	・外国・自治体・民間企業の状況調査
	に関する事項	法(平成十一年法律) 第百三号)その他の			・関係団体・関係者のヒアリング
		法律の規定による	口 独立行政法人通則法第十二条に規定する独		· 開催経緯
		中期目標の制定又	立行政法人評価委員会及び国立大学法人法		・諮問
		は変更に関する立	(平成十五年法律第百十二号)第九条に規定		, <sup>11</sup> 10
		案の検討その他の	する国立大学法人評価委員会その他の法律の		・議事概要・議事録
		重要な経緯 	規定による評価委員会における中期目標の制		・配付資料
			定又は変更の検討に関する文書(議事が記録   された文書、提出された文書、意見が記録さ		・意見
			れた文書を含む。)		7EX 7 D
			文書		1 M H IM A
			一、本方行政计上系则计第二十名第二百九八四		
			二 独立行政法人通則法第三十条第一項及び国   立大学法人法第三十一条第一項に規定する中		・中期計画
			期計画並びに独立行政法人通則法第三十三条		・年度計画
			に規定する事業報告書その他の法律の規定に		・事業報告書
			よる独立行政法人等における中期目標の達成		
			に関する文書		
		独立行政法人通則	イ 独立行政法人通則法その他の法律の規定に	五年	· 報告
		法その他の法律の	よる報告及び検査の内容が記録された文書		・検査
		規定による報告及			1大旦
		び検査その他の指	ロ 独立行政法人通則法その他の法律の規定に		・是正措置の要求
		導監督	よる違法行為等の是正その他必要とされる措		・是正措置
			置の内容が記録された文書		
十八	政策評価に関す	行政機関が行う政	イ 懇談会等における基本計画の立案その他の	十年	・開催経緯
	る事項	策の評価に関する	政策評価の実施の検討に関する文書(議事が		・議事概要・議事録
		」法律(平成十三年法	記録された文書、提出された文書、報告又は		

	事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例
			行政文書の類型 		
		律第八十六号)第六 条第一項に規定す る基本計画の立案	意見が記録された文書を含む。)		・配付資料 ・中間報告、最終報告、提言
		の検討、同法第十	ロ 基本計画の立案その他の政策評価の実施に		・外国・自治体・民間企業の状況調査
		条第一項に規定する評価書の作成そ	活用した調査又は研究に関する文書		・関係団体・関係者のヒアリング
		の他の政策評価の	八 基本計画の制定又は変更をするための決裁		・基本計画案
		実施に関する重要な経緯	文書及び総務大臣に通知した文書 		• 通知
			二 行政機関が行う政策の評価に関する法律第		・事後評価の実施計画案
			七条に規定する事後評価の実施計画の制定又   は変更をするための決裁文書及び総務大臣に		・通知
			通知した文書		
			ホ 評価書(要旨を含む。)の作成のための決		・評価書
			裁文書及び総務大臣に送付した文書 		・評価書要旨
			へ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第		・政策への反映状況案
			十一条の規定による当該行政機関における政     策評価の結果の政策への反映状況の作成のた		・通知
			めの決裁文書及び総務大臣に通知した文書		
十九	公共事業の実施	直轄事業として実	イ 事業計画の立案の基礎となった国政上の基	事業終了後五	・基本方針
	に関する事項	施される公共事業 の事業計画の立案	本方針、国政上の重要な事項に係る意思決定及び条約その他の国際約束が記録された文書		・基本計画
		に関する検討、関		のいずれか長	・条約その他の国際約束
		係者との協議又は調整及び事業の施		い期間	・大臣指示
		工その他の重要な 経緯			・政務三役会議の決定
		· 代生 が年	ロ 審議会等における事業計画の立案の検討に		・開催経緯
			関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、答申、建議又は意見が記録された		・諮問
			文書を含む。)		・議事概要・議事録
					・配付資料
					・中間答申、最終答申、中間報告、最 終報告、建議、提言
			八 懇談会等における事業計画の立案の検討に		・開催経緯
			関する文書(議事が記録された文書、提出された文書、報告又は意見が記録された文書を		・議事概要・議事録
			含む。)		・配付資料
					・中間報告、最終報告、提言 
			ニ 事業計画の立案その他の事業の実施に活用		・外国・自治体・民間企業の状況調査
			した調査又は研究に関する文書		・関係団体・関係者のヒアリング
					・環境影響評価準備書
					·環境影響評価書
			ホ 行政機関が行う政策の評価に関する法律施行令(平成十三年政令第三百二十三号)第三		・事業評価書
L		<u></u>	13×(11%1ーT以マポーロー1ーワノポー		

	<b>a</b>	¥25 a E ()	当該業務に係る	/C ≠ #0 88	B (+ /D)
	事項	業務の区分	行政文書の類型	保存期間	具体例
			条第三号の規定による事前評価その他の政策 評価に関する文書		・評価書要旨
			へ 公共用地の取得その他の事項についての関係行政機関、地方公共団体及びその他関係者との協議又は調整に関する文書		・協議・調整経緯
			ト 事業を実施するための決裁文書		・実施案
			チ 入札及び契約に関する文書(工事の経費積 算が記録された文書を含む。)		・経費積算
					・仕様書・業者選定基準・
					・入札結果
			リ 事業の施工に関する文書(工事誌、事業完 了報告書を含む。)		・工事誌・事業完了報告書
			ヌ 行政機関が行う政策の評価に関する法律第 七条の規定による事後評価に関する文書		· 事業評価書
=+	栄典又は表彰に 関する事項	栄典又は表彰の授 与又ははく奪の重	栄典又は表彰の授与又ははく奪をするための決 裁文書及び伝達の文書	十年	・選考基準
		要な経緯			・選考案・伝達
					・受章者名簿
<u>-</u> +	国会及び審議会 等における審議 に関する事項	国会審議(一の項か ら二十の項までに 掲げるものを除	国会審議に関する文書(議案の趣旨の説明、想定される質問に対する回答が記録された文書、審議の記録を含む。)	十年	・議員への説明 ・趣旨説明
		<. )			・想定問答・答弁書
					・国会審議録
		審議会等(一の項か ら二十の項までに 掲げるものを除	イ 議事の手続その他審議会等の運営方法が記録された文書	十年	・開催経緯 ・諮問
		<. )	口 議事が記録された文書	-	・議事概要・議事録
			八 提出された文書		• 配付資料
			二 答申、建議又は意見が記録された文書		・中間答申、最終答申、中間報告、最 終報告、建議、提言
<u>=</u> +	文書の管理に関	文書の管理	行政文書ファイル管理簿	常用	
	する事項		イ 決裁文書の管理を行うための帳簿	三十年	・文書原簿
			ロ 行政文書ファイル等の移管又は廃棄の状況 が記録された帳簿		・移管・廃棄簿
			取得した文書の管理を行うための帳簿	五年	
	1	1	1	ı	

コメント [作成者7]: 文書類型に該当する文書として当省で作成する具体例を追加

コメント [作成者8]: 文書類型に該当 する具体例としてガイドラインに記 載のある帳簿名を具体例として追加

	事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例	
			行政文書の類型 			
【新記	<b>投項目】</b>					
<u></u> _+	検査等に関する	法令に基づく報告	イ 法令に基づく報告及び検査の内容が記録さ	五年	・報告	
Ξ	事項	及び検査その他の	れた文書		   検査	コメント [作成者9]: 当ガイドライン
		指導監督(一の項か			日工世界の五十	で記載する検査等に関する事項は主
		ら二十二の項に掲 げるものを除く)	ロ 法令に基づく違法行為等の是正その他必要 とされる措置の内容が記録された文書		・是正措置の要求	えられている為、当省の法令により検
		1, 0 0 0 C (M) ( )			・是正措置	査等を実施するものを対象として追
=	試験に関する事	試験に関する立案	イ 立案の検討に関する審議会等文書及び調査	五年	・開催経緯	
+	項	の検討、試験の実	研究文書			<b>コメント [作成者10]:</b> 当省で法令に基
四		施、受験者の管理				づき実施する試験等を想定して追加
		に関する経緯(一の			・議事概要・議事録	
		項から二十三の項 までに掲げるもの			・配付資料	
		を除く。)			・中間答申、最終答申、中間報告、最	
					終報告、建議、提言	
					・外国・自治体・民間企業の状況調査	
					・関係団体・関係者のヒアリング	
			ロ 試験を実施するための決裁文書		・試験実施案	_
			八 試験の記録について管理する文書	効力消滅後 5 年	・合格者名簿	_
=+	国際会議及び国	国際会議・国際協	イ 国際会議に関する文書(準備、実施、参	十年	・開催経緯	-
五	際協力並びに国	力・国際交流に関	加、会議の結果等に関する文書)		送車 恢 邢 英 章 43	
	際交流に関する	する経緯(一の項か			・議事概要・議事録	
	事項	ら二十四の項まで			・配付資料	コメント [作成者11]: ガイドラインの
		に掲げるものを除く。)			・最終報告	別表 2 に掲げる移管対象の国際会議、 国際協力、国際交流関係の文書に関す
			ロ 政府開発援助、国際緊急援助に関する文		・基本方針	るものを文書類型として追加
			書(基本方針、計画、評価に関する文書)		・基本計画	
					・評価書	
			/ 八 政府開発援助、国際緊急援助を実施する	-	・実施案	_
			ための決裁文書			
<u></u> =+	統計調査に関す	統計調査に関する	イ 統計の企画・立案に関する文書	五年	・基本方針	
六	る事項	企画・立案の検			基本計画	コメント [作成者12]: ガイドラインの
		討、実施、報告(一			포구마티	別表第2に掲げる移管対象の統計調
		の項から二十五の	ロ 統計の実施に関する決裁文書	1	・実施案	査関係の文書に関するものを文書類 型として追加
		項までに掲げるも のを除く。)				
		Cras No )	八 統計の集計結果に関する文書		・報告書	
備考						
lı _	油井立事とは 🕂	企業庁の音用油宝の場	を限を有する老が押印 睾名▽けこれらに類する?	ラカを行うことに	とい その中窓を中小小業庁の音用として	

一 決裁文書とは、<u>中企業庁</u>の意思決定の権限を有する者が押印、署名又はこれらに類する行為を行うことにより、その内容を<u>中小企業庁</u>の意思として

事項	業務の区分	当該業務に係る	保存期間	具体例
<b>-</b>	采切00匹列	行政文書の類型		
		130000000000000000000000000000000000000		

決定し、又は確認した行政文書をいう。

- 二 関係行政機関の長で構成される会議(これに準ずるものを含む。)とは、閣僚委員会、副大臣会議その他の二以上の行政機関の大臣等(国務大臣、 副大臣、大臣政務官その他これらに準ずる職員をいう。以下同じ。)の合議により決定又は了解を行う会議をいう。
- 三 省議(これに準ずるものを含む。)とは、省議、政務三役会議その他の一の行政機関の大臣等の合議により決定又は了解を行う会議をいう。
- 四 職員の人事に関する事項について、内閣府令、人事院規則の規定により保存期間の定めがあるものは、それぞれ内閣府令、人事院規則の規定による。
- 五 一の項から十の項に掲げる保存期間については、それぞれ当該各項の第二欄に掲げる業務を主管する<mark>課等の文書管理者</mark>に適用されるものとする。
- 六 本表に掲げる行政文書の類型に該当しない行政文書については、文書管理者は、本表を参酌し、当該文書管理者が所掌事務及び事業の性質、内容 等に応じた保存期間基準を定めることができる。

コメント [作成者13]: 主管となる組織 を明確化。以下、課等に関する部分に おいて同じ

## 別表第2 保存期間満了時の措置の設定基準

#### 1 基本的考え方

法第1条の目的において、「国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであること」及び「国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすること」とされ、法第4条において、経緯も含めた意思決定に至る過程及び事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証することができるよう文書を作成しなければならない旨が規定されており、以下の【 】~【 】のいずれかに該当する文書は、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」に当たり、保存期間満了後には国立公文書館等に移管するものとする。

- 【 】国の機関及び独立行政法人等の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録 された文書
- 【 】国民の権利及び義務に関する重要な情報が記録された文書
- 【 】国民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された文書
- 【 】国の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された文書

## 2 具体的な移管・廃棄の判断指針

- 1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置(移管・廃棄)の判断については、以下の(1)~(4)に沿って行う。
- (1) 別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表の右欄のとおりとする。

事項	業務の区分	保存期間満了時の措置			
法令の制定又は改廃及びる	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -				
一 法律の制定又は改廃	立案の検討	移管			
及びその経緯	法律案の審査				
	他の行政機関との協議				
	閣議の求め				
	国会審議				
	官報公示				
	解釈又は運用の基準の設定				
二 条約その他の国際約	締結の検討	移管(経済協力関係等で			
束の締結及びその経	条約案の審査	定型化し、重要性がな			
緯	閣議の求め	いものは除く)			
	国会審議				
	締結				
三 政令の制定又は改廃	立案の検討	移管			
及びその経緯	政令案の審査				
	意見公募手続				
	他の行政機関との協議				
	閣議の求め				
	官報公示				
	解釈又は運用の基準の設定				
四 内閣府令、省令その	立案の検討	移管			
他の規則の制定又は改	意見公募手続				
廃及びその経緯	制定又は改廃				
	官報公示				
	解釈又は運用の基準の設定				
閣議、関係行政機関の長て	閣議、関係行政機関の長で構成される会議又は省議(これらに準ずるものを含む。)の				
決定又は了解及びその経緯	<b>‡</b>				
五 閣議の決定又は了解	閣議	移管			
及びその経緯	公布				
	予算に関する閣議の求め及び予				
	算の国会提出その他の重要な経				

	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	<u>├────────────────────────────────────</u>	
	算の国会提出その他の重要な経	
	緯	
	質問主意書に対する答弁に関す	
	る閣議の求め及び国会に対する	
	答弁その他の重要な経緯	
	基本方針、基本計画又は白書そ	
	の他の閣議に附された案件に関	
	する立案の検討及び閣議の求め	
	その他の重要な経緯	
六 関係行政機関の長で	関係行政機関の長で構成される	移管
構成される会議(これ	会議の決定又は了解に関する立	
に準ずるものを含む。	案の検討及び他の行政機関との	
以下同じ。)の決定又は 了解及びその経緯	協議その他の重要な経緯 	
七 省議(これに準ずる	   省議の決定又は了解に関する立	移管
ものを含む。以下同	富成の人足スは「肝に関する立   案の検討その他の重要な経緯	19 6
じ。)の決定又は了解及	来の採用での他の主女は「神	
びその経緯		
複数の行政機関による申記	」 含せ又は他の行政機関若しくは地フ	└────────────────────────────────────
準の設定及びその経緯		
八 複数の行政機関によ	複数の行政機関による申合せに	移管
る申合せ	関する立案の検討及び他の行政	
	機関との協議その他の重要な経	
	緯	
九 他の行政機関に対し	基準の設定に関する立案の検討	移管
て示す基準の設定及び	その他の重要な経緯	
その経緯		
十 地方公共団体に対し	基準の設定に関する立案の検討	移管
て示す基準の設定及び	その他の重要な経緯 	
その経緯		
個人又は法人の権利義務の	I	10 00
十一個人の権利義務の	行政手続法第二条第八号口の審	移管
得喪及びその経緯	│査基準、同号八の処分基準及び │ │同号二の行政指導指針並びに同	
	法第六条の標準処理期間に関す	
	る立案の検討その他の重要な経	
	緯	
	<u>- ──</u> │行政手続法第二条第三号に規定	以下について移管(それ
	する許認可等に関する重要な経	以外は廃棄。以下同じ。)
	神	・国籍に関するもの
	行政手続法第二条第四号に規定	廃棄
	する不利益処分に関する重要な	
	経緯	
	  補助金等の交付に関する重要な	以下について移管
	経緯	・補助金等の交付の条件
		に関する文書
	不服申立てに関する審議会等に	以下について移管
	おける検討その他の重要な経緯	・法令の解釈やその後の
		政策立案等に大きな影
		響を与えた事件に関す
		るもの
		・審議会等の裁決等につ
		いて年度ごとに取りま
	お沙の担却えの仏のおかに聞き	とめたもの
	訴訟の提起その他の訴訟に関する重要な経緯	以下について移管 ・法令の解釈やその後の
	シ圭女は紅輝	政策立案等に大きな影
		以水立朱守に入さな影

			響を与えた事件に関す るもの
十二 法人の権利義務の 得喪及びその経緯		行政手続法第二条第八号口の審査基準、同号八の処分基準及び同号二の行政指導指針並びに同法第六条の標準処理期間に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		行政手続法第二条第三号に規定 する許認可等に関する重要な経 緯	以下について移管 ・運輸、郵便、電気通信 事業その他の特に重要 な公益事業に関するも の ・公益法人等の設立・廃 止等、指導・監督等に
		行政手続法第二条第四号に規定 する不利益処分に関する重要な 経緯	関するもの廃棄
		補助金等の交付(地方公共団体に対する交付を含む。)に関する重要な経緯 不服申立てに関する審議会等に	以下について移管 ・補助金等の交付の条件 に関する文書 以下について移管
		おける検討その他の重要な経緯	・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響を与えた事件に関す るもの ・審議会等の裁決等につ いて年度ごとに取りま
		訴訟の提起その他の訴訟に関す る重要な経緯	とめたもの 以下について移管 ・法令の解釈やその後の 政策立案等に大きな影響を与えた事件に関す るもの
	事に関する事項	1 + 1 / 7 - + 1 / 1	
十二 職員	員の人事に関す	人事評価の基準、方法等に関す る政令第一条に規定する人事評 価実施規程の制定又は変更及び その経緯	廃棄 別表第1の備考四に掲 げるものも同様とす る。
		職員の研修の実施に関する計画 の立案の検討その他の職員の研 修に関する重要な経緯 職員の兼業の許可 退職手当の支給	(ただし、閣議等に関わ るものについては移 管)
その他の	事項		
十 四	告示、訓令及 び通達の制定 又は改廃及び その経緯	内閣府設置法第七条第五項及び 国家行政組織法第十四条第一項 に規定する告示(一の項から十 三の項までの第二欄に掲げる業 務に係るものを除く。)の立案の 検討その他の重要な経緯	廃棄
		内閣府設置法第七条第六項及び 国家行政組織法第十四条第二項 に規定する訓令及び通達(一の 項から十三の項までの第二欄に 掲げる業務に係るものを除く。) の立案の検討その他の重要な経 緯	
十五	予算及び決算	歳入、歳出、継続費、繰越明許	以下について移管

	I		
	する事項	費及び国庫債務負担行為の規 に関する書類(以下「歳入歳出 等見積書類」という。)の作製そ の他の予算に関する重要な経緯	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		製その他の決算に関する重要な	項の規定による歳入及び歳出の決算報告書並びに国の債務に関する計算書の作製の基礎となった方針及び意思決定その他の重要な経緯が記録された文書(財務大臣に送付した歳入
			経緯が記録された文書 (財務大臣に送付した 継続費決算報告書を含 む。)
十六	機構及び定員に関する事項	機構又は定員の要求に関する重要な経緯	移管
+t	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法その他の法 律の規定による中期目標の制定 又は変更に関する立案の検討そ の他の重要な経緯	移管
		独立行政法人通則法その他の法 律の規定による報告及び検査そ	移管
		の他の指導監督	32

▼ 辛氏 ÷凸 T百 F	関する事項		
=+=	文書の管理に	文書の管理	廃棄
	<u> </u>	までに掲げるものを除く。)	を含む。)
		審議会等(一の項から二十の項	移管(部会、小委員会等
			想定問答
	事項		・会期ごとに作成される
	審議に関する		o
	会等における	までに掲げるものを除く。)	・大臣の演説に関するも
=+-	国会及び審議	国会審議(一の項から二十の項	以下について移管
			与に関するもの
			・国外の著名な表彰の授
			・国民栄誉賞等特に重要な大臣表彰に係るもの
			考・決定に関するもの
			・叙位・叙勲・褒章の選
			に関するもの
	に関する事項	の重要な経緯	・栄典制度の創設・改廃
二十	栄典又は表彰	栄典又は表彰の授与又ははく奪	以下について移管
			・工事誌
			Ø
			その他の特に重要なも
			の立条に関する快討、   事業完了報告、評価書
			については、事業計画 の立案に関する検討、
			業(例:10億円以上)
			・総事業費が大規模な事
			の他の重要なもの
			業完了報告、評価書そ
			討、環境影響評価、事
		経緯	計画の立案に関する検
		及び事業の施工その他の重要な	上)については、事業
	項	検討、関係者との協議又は調整	な事業(例:100億円以
	施に関する事	事業の事業計画の立案に関する	・総事業費が特に大規模
十九	公共事業の実	直轄事業として実施される公共	以下について移管
		に関する重要な経緯	
		の作成その他の政策評価の実施	
		第十条第一項に規定する評価書	
	りの争点	9 る法律第八宗第一項に規定9	
十八	政策評価に関     する事項	│ 行政機関が行う政策の評価に関 │ する法律第六条第一項に規定す	移管
<b>-</b> 1	75年标准16周	2. 本数則が2.2 み竿の並通に関	投答

# 【新設項目】

=+=  <sub>-</sub>	検査等に関す	法令に基づく報告及び検査その	廃棄
	る事項	他の指導監督(一の項から二十	
		二の項に掲げるものを除く)	
二十四	試験に関する	試験に関する立案の検討、試験	廃棄
	事項	の実施、受験者の管理に関する	
		経緯(一の項から二十三の項ま	
		でに掲げるものを除く。)	
二十五	国際会議及び	国際会議及び国際協力並びに国	以下について移管
	国際協力並び	際交流に関する経緯(一の項か	・国際機関(IMF, ILO, WHO
	に国際交流に	ら二十四の項までに掲げるもの	等)に関する会議、又は
	関する事項	を除く。)	閣僚が出席した会議等
			のうち重要な国際的意
			思決定が行われた会議
			に関する準備、実施、参
			加、会議の結果等に関す
			る文書
			・政府開発援助、国際緊急
			援助の基本的な方針、計
			画、実施及び評価に関す
			る文書
			・国賓等の接遇に関する
			33

**コメント [作成者14]**: 別表第1の新設 に伴い追加

コメント [作成者15]: 別表第1の新設 に伴い追加

コメント [作成者16]: 後段の移管の対 象となる文書について本欄に移動

			文書のうち重要なもの
二十六	統計調査に関	統計調査に関する企画・立案の	以下について移管
	する事項	検討、実施、報告(一の項から	・基幹統計調査の企画に
		二十五の項までに掲げるものを	関する文書及び調査報
		除く。)	告書
			・一般統計調査の調査報
			告書

コメント [作成者17]: 後段の移管の対象となる文書について本欄に移動

注

「移管」とされている文書が含まれている行政文書ファイル等はすべて移管することとする。

「廃棄」とされているものであっても、1の基本的考え方に照らして、国家・社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に活かされるような以下の特に重要な政策事項等に関するものについては、移管が必要となる。

阪神・淡路大震災関連、オウム真理教対策、病原性大腸菌 O 1 5 7 対策、中央省庁等改革、情報公開法制定、不良債権処理関連施策、 気候変動に関する京都会議関連施策、サッカーワールドカップ日韓共催等

移管については、当該業務を主管する<mark>課等</mark>の文書管理者において行うものとする。

(2) 以下の左欄の業務に係る歴史公文書等の具体例は、右欄のとおりであることから、これらの歴史公文書等を含む行政文書ファイル等を移管することとする。

業務	歴史公文書等の具体例
行政機関において実施・運用	・基本計画
している制度 (例:政策評価、	・年間実績報告書等
情報公開、予算・決算、補助	・施行状況調査・実態状況調査
金等、組織・定員、人事管理、	・意見・勧告
統計等)について、制度を所	・その他これらに準ずるもの
管する行政機関による当該制	
度の運用状況の把握等の業務	
▼一脚の「□脚へ母」いっては	119x 04060000 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1

【<u>下欄の「国際会議」から「統計調査」の項目については、本表から削除し、別</u> 表第1及び第2の項番=十五及び=十六として追加】

<u> </u>	<del>COTTACOC</del> EMI
国際会議	<u>・国際機関(IMF, ILO, ₩HO等)に関する会議、又</u>
	は閣僚が出席した会議等のうち重要な国際的意
	思決定が行われた会議に関する準備、実施、参
	加、会議の結果等に関する文書
国際協力・国際交流	・政府開発援助、国際緊急援助の基本的な方針、
	計画、実施及び評価に関する文書
	<u>・国賓等の接遇に関する文書のうち重要なもの</u>
<del>統計調査</del>	・基幹統計調査の企画に関する文書及び調査報
	告書
	・一般統計調査の調査報告書

その他	・年次報告書
	・広報資料
	・大臣記者会見録
	・大臣等の事務引継書

- 注 移管については、当該業務を主管する課等の文書管理者において行うものとする。
- (3) 昭和27年度までに作成・取得された文書については、日本国との平和条約(昭和27年条約第6号。いわゆる「サンフランシスコ平和条約」)公布までに作成・取得された文書であり、1の【 】【 】【 】に該当する可能性が極めて高いことから、原則として移管するものとする。
- (4) 上記に記載のない業務に関しては、1の基本的考え方に照らして、各<mark>課等</mark>において個別に判断するものとする。